

最近公布した条例のあらまし

公布日 平成30年12月21日

厚木市議会議員及び厚木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	選挙管理委員会事務局
<ol style="list-style-type: none"> 1 公職選挙法の一部改正に伴い、市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成を公費負担の対象とするため、所要の措置を講ずることとした。(第1条関係、第6条関係及び第8条関係) 2 この条例は、平成31年3月1日から施行することとした。 3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。 	
厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	職員課
<ol style="list-style-type: none"> 1 議会の議員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の措置を講ずることとした。(第1条関係及び第2条関係) 2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。 3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。 	
厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	職員課 病院総務課
<ol style="list-style-type: none"> 1 常勤特別職職員の期末手当の支給割合を改定するため、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例(第1条関係及び第2条関係) (2) 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(第3条関係及び第4条関係) 2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。 3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。 	
厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	職員課
<ol style="list-style-type: none"> 1 一般職職員及び特定任期付職員の給与について、国家公務員の給与改定に準じて改定等するため、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 厚木市職員の給与に関する条例(第1条関係及び第2条関係) (2) 厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(第3条関係及び第4条関係) 2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。 3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。 	
厚木市市税条例の一部を改正する条例	市民税課
<ol style="list-style-type: none"> 1 地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割を創設するとともに、固定資産税の課税標準の特例割合を定めるほか、所要の措置を講ずることとした。(第8条関係、第10条関係、第13条の2関係、第14条関係、第15条関係、第20条の2関係、第29条関係、第29条の2関係、第29条の3関係、第29条の4関係、第29条の5関係、第29条の6関係、第29条の7関係、第30条関係、第31条関係、第32条関係、第33条関係、第34条関係、第35条関係、第49条関係、附則第5項関係、附則第9項関係、附則第11項関係、附則第12項関係、附則第13項関係、附則第14項関係、附則第15項関係、附則第16項関係、附則第17項関係、附則第18項関係、附則第19項関係、附則第20項関係及び附則第21項関係) 2 この条例は、一部の規定を除き、平成31年10月1日から施行することとした。 3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。 	

4 この条例の制定に伴い、厚木市アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例（平成19年厚木市条例第1号）の一部を改正することとした。	
厚木市手数料条例の一部を改正する条例	財政課
1 建築基準法の一部改正に伴い、建築物の用途を変更して一時的に他の用途とする建築物の使用の許可に係る審査手数料を定めるほか、所要の措置を講ずることとした。（第2条関係及び第3条関係） 2 この条例は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日のいずれか遅い日から施行することとした。	
厚木市都市公園条例の一部を改正する条例	公園緑地課
1 都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園に設ける運動施設の敷地面積に関する基準を定めるため、所要の措置を講ずることとした。（第2条の4関係） 2 この条例は、公布の日から施行することとした。	

公布日 平成31年1月18日

厚木市火災予防条例及び厚木市手数料条例の一部を改正する条例	予防課 財政課
1 工業標準化法の一部改正に伴い、同法の用語を引用している部分を改めるため、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。 (1) 厚木市火災予防条例（第1条関係） (2) 厚木市手数料条例（第2条関係） 2 この条例は、平成31年7月1日から施行することとした。	

公布日 平成31年3月26日

厚木市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例	都市計画課
1 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、厚木市における生産緑地地区の区域の規模に関する条件について定めることとした。（第1条関係） 2 区域の規模に関する条件について定めることとした。（第2条関係） 3 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。	
厚木市議会基本条例の一部を改正する条例	議会総務課
1 本会議及び委員会における議論の質をより高めることを目的に反問する行為を認めることを定めるほか、所要の措置を講ずることとした。（前文関係、第7条関係、第14条関係、第15条関係及び第20条関係） 2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。	
厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	行政総務課
1 新たに厚木市学校給食センターPFI事業者選定委員会を附属機関として設置するため条例の一部を改正することとした。 2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。 3 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）について、附属機関の委員に係る規定を加えるための改正を行うこととした。	
厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	職員課 病院総務課
1 本市の財政状況等を踏まえ、常勤特別職職員の給料の額を減額するため、次	

<p>に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。</p> <p>(1) 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例 (第1条関係)</p> <p>(2) 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例 (第2条関係)</p> <p>2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。</p>	
厚木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	職員課
<p>1 本市の財政状況等を踏まえ、職員給与の減額措置を継続するため、所要の措置を講ずることとした。(附則第15項関係)</p> <p>2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。</p>	
厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国保年金課
<p>1 国民健康保険の被保険者とし不在者の規定を設けるほか、所要の措置を講ずることとした。(目次関係、第3章関係、第4条関係、第19条関係及び附則第4条関係)</p> <p>2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。</p>	
厚木市建築基準条例の一部を改正する条例	建築指導課
<p>1 建築基準法等の一部改正に伴い、小規模な木造建築物等であるホテル又は旅館の外壁等に係る防火の規定を削除するほか、所要の措置を講ずることとした。(第30条関係、第36条関係、第54条関係、第59条の2関係、第63条関係、第66条関係及び第67条関係)</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p>	
厚木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	消防総務課
<p>1 消防団員の処遇改善を目的として、費用弁償の額の引上げを行うほか、所要の措置を講ずることとした。(第3条関係、第5条関係、第13条関係及び別表第2関係)</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。</p>	

公布日 平成31年3月29日

厚木市介護保険条例の一部を改正する条例	介護保険課
<p>1 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、保険料率に関する規定を改めるほか、所要の措置を講ずることとした。(第3条関係)</p> <p>2 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。</p>	

公布日 平成31年4月26日

元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	職員課 介護福祉課 市民税課 産業振興課 病院総務課 子育て給付課 住宅課 予防課 財政課 国保年金課
1 元号を改める政令の施行に伴い、旧元号を新元号に改めるため、次に掲げる	

条例について所要の措置を講ずることとした。

- (1) 厚木市職員の給与に関する条例（第1条関係）
- (2) 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（第2条関係）
- (3) 厚木市職員の退職手当に関する条例（第3条関係）
- (4) 厚木市介護保険条例（第4条関係）
- (5) 厚木市市税条例（第5条関係）
- (6) 厚木市企業等の立地促進等に関する条例（第6条関係）
- (7) 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（第7条関係）
- (8) 厚木市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の一部を改正する条例（第8条関係）
- (9) 厚木市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（第9条関係）
- (10) 厚木市市営住宅条例の一部を改正する条例（第10条関係）
- (11) 厚木市市税条例の一部を改正する条例（第11条関係）
- (12) 厚木市火災予防条例及び厚木市手数料条例の一部を改正する条例（第12条関係）
- (13) 厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第13条関係）
- (14) 厚木市介護保険条例の一部を改正する条例（第14条関係）

2 この条例は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行することとした。